

事業所番号 事業所名

指定年月日 再開年月日

令和3年度改定

サービス提供体制強化加算チェック表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

- 前年度の実績が六月以上ある事業所は、「ア」による計算
- 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始（指定）又は、事業休止から再開した事業所は、「イ」による計算
実績が三月ない場合は、届出ができません。事業開始後四月目以降届出ができます。
- 加算の要件は、割合だけではありません。計算結果以外の要件を満たしていること。
- 資格、勤続年数については、各月の前月末日で要件を満たしている者。

計算方法

ア 前年度（3月を除く）の実績が六月以上の事業所

○実績年度		年度		○加算算定年度		年度		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか		加算Ⅱ (1)・(2)のいずれか		加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 又は (2) 勤続年数10年以上の介護福祉士数	割合 (1) 60%以上 (2) 25%以上	介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 又は (2) 介護福祉士、実務者研修又は介護職員基礎研修課程修了者の数	割合 (1) 40%以上 (2) 60%以上	(1) 介護職員数 (2) 従業員数 (3) 従業員数
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て		常勤換算、小数点第2位以下切捨て		常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
合計		0	0	0	0	0	0	
平均		0	0	0	0	0	0	

イ 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始（指定）又は、事業休止から再開した事業所

届出以降、算定する場合は、常に算定月の前三月を毎月計算し、記録すること。
所定の割合を下回った場合は、速やかに加算の取下げを届け出ること。

○加算届出年月日		年 月 日		○加算算定年月日		年 月 日		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか		加算Ⅱ (1)・(2)のいずれか		加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 又は (2) 勤続年数10年以上の介護福祉士数	割合 (1) 60%以上 (2) 25%以上	介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 又は (2) 介護福祉士、実務者研修又は介護職員基礎研修課程修了者の数	割合 (1) 40%以上 (2) 60%以上	(1) 介護職員数 (2) 従業員数 (3) 従業員数
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て		常勤換算、小数点第2位以下切捨て		常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
合計		0	0	0	0	0	0	
平均		0	0	0	0	0	0	

例) 12月、1月、2月の三月の実績平均が、加算要件を満たす場合、3月15日までに「4月1日算定開始」届出。
実際に4月に算定する場合は、1月、2月、3月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
実際に5月に算定する場合は、2月、3月、4月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
以降繰り返す。

その他

- 常勤換算方法：勤務総時間数を常勤職員の1か月の勤務時間数で割る。（時間外は含まない。非常勤職員勤務時間数は常勤職員勤務時間数を限度とする）
- 小数点第2位以下を切捨て
例) 5.82→ 5.8 5.89→ 5.8
- 以下の資格を証する書類及び勤続年数がわかる書類は事業所に保存し、求められた場合には速やかに提出してください。
- 資格を証する書類：介護福祉士登録証の写、実務者研修修了証の写、介護職員基礎研修課程修了証の写
- 勤続年数が要件になっている加算を取得する場合は、勤続年数がわかる書類。

事業所番号 **10** 事業所名 _____
 指定年月日 _____年 ____月 ____日 再開年月日 _____年 ____月 ____日
 令和3年度改定

サービス提供体制強化加算チェック表(地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)

- 前年度の実績が六月以上ある事業所は、「ア」による計算
- 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始(指定)又は、事業休止から再開した事業所は、「イ」による計算
実績が三月ない場合は、届出ができません。事業開始後四月目以降届出ができます。
- 加算の要件は、割合だけではありません。計算結果以外の要件を満たしていること。
- 資格、勤続年数については、各月の前月末日で要件を満たしている者。

計算方法

ア 前年度(3月を除く)の実績が六月以上の事業所

○実績年度		年度			○加算算定年度			年度		
年	月	加算Ⅰ(1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ(1)・(2)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 又は (2) 勤続年数10年以上の介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	介護職員数	左のうち 介護福祉士数	割合 50%以上	(1) 介護職員数	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 40%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	1									
	2									
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

イ 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始(指定)又は、事業休止から再開した事業所

届出以降、算定する場合は、常に算定月の前三月を毎月計算し、記録すること。
 所定の割合を下回った場合は、速やかに加算の取下げを届け出すこと。

○加算届出年月日		年 月 日			○加算算定年月日		年 月 日			
年	月	加算Ⅰ(1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ(1)・(2)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 又は (2) 勤続年数10年以上の介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	介護職員数	左のうち 介護福祉士数	割合 50%以上	(1) 介護職員数	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 40%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

例) 12月、1月、2月の三月の実績平均が、加算要件を満たす場合、3月15日までに「4月1日算定開始」届出。
 実際に4月に算定する場合は、1月、2月、3月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
 実際に5月に算定する場合は、2月、3月、4月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
 以降繰り返し。

その他

- 常勤換算方法：勤務総時間数を常勤職員の1か月の勤務時間数で割る。(時間外は含まない。非常勤職員勤務時間数は常勤職員勤務時間数を限度とする。)
- 小数点第2位以下を切捨て
例) 5.82→ 5.8 5.89→ 5.8
- 以下の資格を証する書類及び勤続年数がわかる書類は事業所にて保存し、求められた場合には速やかに提出してください。
- 資格を証する書類：介護福祉士登録証の写、看護師免許証・准看護師免許証・理学療法士免許証・作業療法士免許証・言語聴覚士免許証・柔道整復師免許証・あん摩マッサージ指圧師免許証の写等(介護職員としての必要資格はありません。)
- 勤続年数が要件になっている加算を取得する場合は、勤続年数がわかる書類。

事業所番号 事業所名

指定年月日 再開年月日

令和3年度改定

サービス提供体制強化加算チェック表（介護予防）小規模多機能型居宅介護

- 前年度の実績が六月以上ある事業所は、「ア」による計算
- 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始（指定）又は、事業休止から再開した事業所は、「イ」による計算
実績が三月ない場合は、届出ができません。事業開始後四月日以降届出ができます。
- 加算の要件は、割合だけではありません。計算結果以外の要件を満たしていること。
- 資格、勤続年数については、各月の前月末日で要件を満たしている者。

計算方法

ア 前年度（3月を除く）の実績が六月以上の事業所

○実績年度		年度			○加算算定年度			年度		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		従業者数 (看護師又は准看護師である者を除く)	左のうち (1) 介護福祉士数又は (2) 勤続年数10年以上の 介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	従業者数 (看護師又は准看護師である者を除く)	左のうち 介護福祉士数	割合 50%以上	(1) 従業者数 (看護師又は准看護師である者を除く)	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 40%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	1									
	2									
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

イ 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始（指定）又は、事業休止から再開した事業所

届出以降、算定する場合は、常に算定月の前三月を毎月計算し、記録すること。
所定の割合を下回った場合は、速やかに加算の取下げを届け出ること。

○加算届出年月日		年 月 日			○加算算定年月日			年 月 日		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		従業者数 (看護師又は准看護師である者を除く)	左のうち (1) 介護福祉士数又は (2) 勤続年数10年以上の 介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	従業者数 (看護師又は准看護師である者を除く)	左のうち 介護福祉士数	割合 50%以上	(1) 従業者数 (看護師又は准看護師である者を除く)	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 40%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

例) 12月、1月、2月の三月の実績平均が、加算要件を満たす場合、3月15日までに「4月1日算定開始」届出。
実際に4月に算定する場合は、1月、2月、3月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
実際に5月に算定する場合は、2月、3月、4月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
以降繰り返し。

その他

- 常勤換算方法：勤務総時間数を常勤職員の1か月の勤務時間数で割る。（時間外は含まない。非常勤職員勤務時間数は常勤職員勤務時間数を限度とする。）
- 小数点第2位以下を切捨て
例) 5.82→ 5.8 5.89→ 5.8
- 以下の資格を証する書類及び勤続年数がわかる書類は事業所にて保存し、求められた場合には速やかに提出してください。
- 資格を証する書類：介護福祉士登録証の写
- 勤務年数が要件になっている加算を取得する場合は、勤続年数がわかる書類。

事業所番号 事業所名

指定年月日 再開年月日

令和3年度改定

サービス提供体制強化加算チェック表（介護予防）認知症対応型共同生活介護

- 前年度の実績が六月以上ある事業所は、「ア」による計算
- 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始（指定）又は、事業休止から再開した事業所は、「イ」による計算
実績が三月ない場合は、届出ができません。事業開始後四月目以降届出ができます。
- 加算の要件は、割合だけではありません。計算結果以外の要件を満たしていること。
- 資格、勤続年数については、各月の前月末日で要件を満たしている者。

計算方法

ア 前年度（3月を除く）の実績が六月以上の事業所

○実績年度		年度			○加算算定年度			年度		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 (2) 勤続年数10年以上の介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	介護職員数	左のうち 介護福祉士数	割合 60%以上	(1) 介護職員数	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 50%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	1									
	2									
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

イ 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始（指定）又は、事業休止から再開した事業所

届出以降、算定する場合は、常に算定月の前三月を毎月計算し、記録すること。
所定の割合を下回った場合は、速やかに加算の取下げを届け出ること。

○加算届出年月日		年 月 日			○加算算定年月日			年 月 日		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数 (2) 勤続年数10年以上の介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	介護職員数	左のうち 介護福祉士数	割合 60%以上	(1) 介護職員数	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 50%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

例) 12月、1月、2月の三月の実績平均が、加算要件を満たす場合、3月15日までに「4月1日算定開始」届出。
実際に4月に算定する場合は、1月、2月、3月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
実際に5月に算定する場合は、2月、3月、4月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
以降繰り返し。

その他

- 常勤換算方法：勤務総時間数を常勤職員の1か月の勤務時間数で割る。（時間外は含まない。非常勤職員勤務時間数は常勤職員勤務時間数を限度とする。）
- 小数点第2位以下を切捨て
例) 5.82 → 5.8 5.89 → 5.8
- 以下の資格を証する書類及び勤続年数がわかる書類は事業所にて保存し、求められた場合には速やかに提出してください。
- 資格を証する書類：介護福祉士登録証の写
- 勤続年数が要件になっている加算を取得する場合は、勤続年数がわかる書類。

事業所番号 事業所名

指定年月日 再開年月日

令和3年度改定

サービス提供体制強化加算チェック表(地域密着型介護老人福祉施設)

- 前年度の実績が六月以上ある事業所は、「ア」による計算
- 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始(指定)又は、事業休止から再開した事業所は、「イ」による計算
実績が三月ない場合は、届出ができません。事業開始後四月目以降届出ができます。
- 加算の要件は、割合だけではありません。計算結果以外の要件を満たしていること。
- 資格、勤続年数については、各月の前月末日で要件を満たしている者。

計算方法

ア 前年度(3月を除く)の実績が六月以上の事業所

○実績年度		年度			○加算算定年度			年度		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数又は (2) 勤続年数10年以上 の介護福祉士数	割合 (1) 80%以上 (2) 35%以上	介護職員数	左のうち 介護福祉士数	割合 60%以上	(1) 介護職員数	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 50%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	1									
	2									
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

イ 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始(指定)又は、事業休止から再開した事業所

届出以降、算定する場合は、常に算定月の前三月を毎月計算し、記録すること。
所定の割合を下回った場合は、速やかに加算の取下げを届け出ること。

○加算届出年月日		年 月 日			○加算算定年月日			年 月 日		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		介護職員数	左のうち (1) 介護福祉士数又は (2) 勤続年数10年以上 の介護福祉士数	割合 (1) 80%以上 (2) 35%以上	介護職員数	左のうち 介護福祉士数	割合 60%以上	(1) 介護職員数	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 50%以上
		常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て			常勤換算、小数点第2位以下切捨て		
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

- 例) 12月、1月、2月の三月の実績平均が、加算要件を満たす場合、3月15日までに「4月1日算定開始」届出。
実際に4月に算定する場合は、1月、2月、3月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
実際に5月に算定する場合は、2月、3月、4月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
以降繰り返し。

その他

- 常勤換算方法：勤務総時間数を常勤職員の1か月の勤務時間数で割る。(時間外は含まない。非常勤職員勤務時間数は常勤職員勤務時間数を限度とする。)
- 小数点第2位以下を切捨て
例) 5.82→ 5.8
5.89→ 5.8
- 以下の資格を証する書類及び勤続年数がわかる書類は事業所に保存し、求められた場合には速やかに提出してください。
- 資格を証する書類：介護福祉士登録証の写、看護師免許証・准看護師免許証・理学療法士免許証・作業療法士免許証・言語聴覚士免許証・柔道整復師免許証・あん摩マッサージ指圧師免許証の写等(介護職員としての必要資格はありません。)
- 勤務年数が要件になっている加算を取得する場合は、勤続年数がわかる書類。

事業所番号 事業所名

指定年月日 再開年月日

令和3年度改定

サービス提供体制強化加算チェック表(看護小規模多機能型居宅介護)

- 前年度の実績が六月以上ある事業所は、「ア」による計算
- 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始(指定)又は、事業休止から再開した事業所は、「イ」による計算
実績が三月ない場合は、届出ができません。事業開始後四月日以降届出ができます。
- 加算の要件は、割合だけではありません。計算結果以外の要件を満たしていること。
- 資格、勤続年数については、各月の前月末日で要件を満たしている者。

計算方法

ア 前年度(3月を除く)の実績が六月以上の事業所

○実績年度		年度			○加算算定年度			年度		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		従業者数 (保健師、看護師又は 准看護師である者 を除く)	左のうち (1) 介護福祉士数又は (2) 勤続年数10年以上の 介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	従業者数 (保健師、看護師又は 准看護師である者 を除く)	左のうち 介護福祉士数	割合 50%以上	(1) 従業者数 (保健師、看護師又は 准看護師である者 を除く)	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 40%以上
		常勤換算、小数点第2位以下 切捨て			常勤換算、小数点第2位以下 切捨て			常勤換算、小数点第2位以下 切捨て		
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	1									
	2									
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

イ 前年度の実績が六月ない、新規で事業を開始(指定)又は、事業休止から再開した事業所

届出以降、算定する場合は、常に算定月の前三月を毎月計算し、記録すること。
所定の割合を下回った場合は、速やかに加算の取下げを届け出ること。

○加算届出年月日		年 月 日			○加算算定年月日			年 月 日		
年	月	加算Ⅰ (1)・(2)のいずれか			加算Ⅱ			加算Ⅲ (1)・(2)・(3)のいずれか		
		従業者数 (保健師、看護師又は 准看護師である者 を除く)	左のうち (1) 介護福祉士数又は (2) 勤続年数10年以上の 介護福祉士数	割合 (1) 70%以上 (2) 25%以上	従業者数 (保健師、看護師又は 准看護師である者 を除く)	左のうち 介護福祉士数	割合 50%以上	(1) 従業者数 (保健師、看護師又は 准看護師である者 を除く)	(1) 左のうち 介護福祉士数	(1) 割合 40%以上
		常勤換算、小数点第2位以下 切捨て			常勤換算、小数点第2位以下 切捨て			常勤換算、小数点第2位以下 切捨て		
合計		0	0		0	0		0	0	
平均		0	0		0	0		0	0	

例) 12月、1月、2月の三月の実績平均が、加算要件を満たす場合、3月15日までに「4月1日算定開始」届出。
実際に4月に算定する場合は、1月、2月、3月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
実際に5月に算定する場合は、2月、3月、4月の三月の平均を計算して、加算要件を満たすこと。
以降繰り返し。

その他

- 常勤換算方法：勤務総時間数を常勤職員の1か月の勤務時間数で割る。(時間外は含まない。非常勤職員勤務時間数は常勤職員勤務時間数を限度とする。)
- 小数点第2位以下を切捨て
例) 5.82→ 5.8 5.89→ 5.8
- 以下の資格を証する書類及び勤続年数がわかる書類は事業所にて保存し、求められた場合には速やかに提出してください。
- 資格を証する書類：介護福祉士登録証の写
- 勤続年数が要件になっている加算を取得する場合は、勤続年数がわかる書類。